様式第２号（第５条、附則第８項関係）

（１枚目）

維持管理計画

令和〇年〇月〇日

（宛先）静岡市長

住所　静岡市追手町〇番地

氏名　〇〇〇株式会社
代表取締役　静岡　一郎

電話　XXX-XXXX-XXXX

1　維持管理の方法

事業名称	太陽光発電事業		
太陽光発電施設の名称	〇〇太陽光発電施設		
事業区域（予定地）	静岡市追手町〇番地、△番地		
出力	〇〇.〇kW	太陽電池モジュールの合計出力	〇〇.〇kW
運転開始予定年月日	令和〇年〇月〇日		
設備ID	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
事業者（維持管理責任者）	住所	静岡市追手町〇番地	
	氏名	〇〇〇株式会社 代表取締役　静岡　一郎	
	連絡先	XXX-XXXX-XXXX	
維持管理を行う者（委託の場合は、委託先）	住所	静岡市追手町△番地	
	氏名	〇〇〇メンテナンス株式会社 理事長　静岡　二郎	
	連絡先	XXX-XXXX-XXXX	
人員配置及び体制計画（実施体制図）	事業者 〇〇〇株式会社 代表者　静岡　一郎 連絡先　XXX-XXXX-XXXX ➡ 保守点検責任者 〇〇〇メンテナンス株式会社 代表者　静岡　二郎 ⬇ 保守部署名 太陽光維持管理課 連絡先（〇〇〇〇） ⬇ 電気主任技術者△△△		

再エネ特措法に基づく設備IDを記入
※FIT/FIP認定を受けていない場合は空欄

同上でも可
維持管理を委託している場合は委託先を記入

実施体制図添付

（２枚目）

維持管理の内容・方法等	（例） 〇施設全般 ・定期的な点検により、不具合を確認した場合は、直ちに修繕等を行い、施設が 正常に運転されている状態を維持する。 〇太陽光発電設備 ・運転に支障が生じるような変形がないこと、強風等による施設の損壊、飛散を 未然に防止するため、破損や固定部に緩みがないことを確認し、施設を適正に管理する。 〇附帯施設 ・排水設備等構造物に亀裂、沈下等がなく、ゴミのつまりや土砂の堆積を除去し、施設が正常に機能する状態を維持する。 ・排水計画外からの流入又は計画外への流出等がなく、適正な排水状態を維持する。 〇事業区域 ・雑草が繁茂しないよう草刈りを行う。 ・土地の形質が変化（地割れ・陥没・崩れ・洗掘・水みちなど）していないか、事業区域内及び周辺の巡回を実施し、必要に応じ修繕等を実施する。 ・土砂の流出など周辺環境に影響を与える問題が生じないよう管理する。

<table>
<tr>
<td>土砂の流出その他の災害が発生した場合又は発生が想定される場合に予定している措置及び実施体制</td>
<td>（例）
気象情報を常に意識し、現場の巡視及び以下の点検や対策を講じ、被害を未然に防止することで、施設の安定的な運用に努める。
【確認項目】
〇台風（強風）による飛散
・太陽電池モジュール、架台の固定部に緩みがないこと及び基礎等に強度が不足するような劣化がないことを維持管理の保守点検項目に従い巡視を実施
・周辺残置物の飛散により設備が破損しないよう処置
〇豪雨（洪水）による水害・土砂災害
・土砂崩れ等の兆候がないか、排水機能に異常がないか、維持管理の保守点検項目に従い巡視を実施
〇地震による倒壊等
・太陽電池モジュール、架台の固定部に緩みがないこと及び基礎等に強度が不足 するような劣化がないことを維持管理の保守点検項目に従い巡視を実施</td>
</tr>
<tr>
<td>太陽光発電施設の損壊等が発生した場合に予定している措置及び実施体制</td>
<td>〇災害発生時対応事項
<table><tr><td>初動体制</td><td>事故・災害が発生した際、迅速に状況を把握し、関係する機関に連絡する。</td></tr><tr><td>応急処置・二次災害防止対策</td><td>土砂流出やパネルの飛散など周辺環境に影響を及ぼした場合は、速やかに撤去し、二次災害が起きないよう対策を講じる。</td></tr><tr><td>復旧措置</td><td>応急処置後、復旧までの工程表を作成し、速やかに復旧作業を行う。</td></tr><tr><td>再発防止対策等の対応計画</td><td>事故原因の究明及び現状の維持管理状況を分析し、再発防止のため維持管理計画の内容を再検討する。</td></tr></table>
※事業地に災害が発生していない場合でも、異常気象後は速やかに施設を確認し、必要な対策を講じる。</td>
</tr>
</table>

災害その他非常の場合に連絡すべき地域住民等の範囲	○○自治会・△△町内会
災害その他非常の場合の市への報告方法	電話またはメール
維持管理に要する費用	保守点検費○○○円
維持管理の結果の記録方法	

２　廃止後において行う措置に関する計画

廃止予定年月日	令和○年○月○日	
撤去後の計画	廃棄物の処理	撤去後の工作物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令等に従い、適切に処理する。
	跡地の整地、緑化、修景等の措置	事業区域であった土地については、緑化等の修景により周辺地域の景観との調和、緑地保全、植樹等により原状回復に努める。

保守点検に係る費用の概算を記入

廃棄等費用の確保状況

（１）再エネ特措法の規定により経済産業大臣が定める解体等積立基準額の算出に用いる１kW当たりの廃棄等費用の想定額に太陽光発電施設の出力を乗じた額

（適用される廃棄等費用の単価）　（太陽光発電施設の出力） １万円 ×　○○kW　＝	① ○○○○円

（２）太陽光発電事業に係る廃棄等費用の見積額

※解体業者等からの見積書がある場合は、見積書の写しを添付すること	② △△△△円

（１）（２）いずれかの費用を記入

預入すべき廃棄等費用の額（①又は②のうちいずれか高い方の金額）　○○○○円

（注）

１　以下の書類を添付してください。

（１）実施体制図

（２）定期点検スケジュール

（３）点検項目、点検箇所及び点検方法が分かる書類

２　「設備ＩＤ」については、再エネ特措法に基づく認定を受けている場合に記入してください。